

## 千葉家庭裁判所委員会議事概要（案）

1 日時 平成29年7月7日（金）午後2時から午後4時まで

2 場所 千葉家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員） 飯田浩子，小川裕二，古閑美津恵，古賀義明，後藤弘子，高麗邦彦，櫻木安子，平山光子，宮腰直子，米村俊郎

（五十音順，敬称略）

（オブザーバー）

紀太哲夫首席家庭裁判所調査官，木村史郎家事首席書記官，岡田博子少年首席書記官，竹村彰修家事訟廷管理官，高橋学少年訟廷管理官，継田剛史事務局長，大野正明事務局次長，今田義紀総務課長

4 テーマ

裁判所における障害者等に対する配慮

5 議事

(1) 交代委員の紹介

前回の委員会から本委員会までの間に交代があった委員（川島和孝委員，齊藤憲一委員）について，今田総務課長から紹介された。

(2) 前回までの委員会における意見についての経過報告

今田総務課長から，前回までの委員会における意見を受けての活動について報告が行われた。

(3) 意見交換等

ア テーマについて

委員長から，本日のテーマの設定趣旨について説明があった。

イ 裁判所における障害者等に対する配慮について

今田総務課長，竹村家事訟廷管理官及び高橋少年訟廷管理官から，

「裁判所における障害者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」の概要及び具体的な手続等の場面での対応事例等について説明があった。

ウ 協議の要旨（■委員長，●委員，▲オブザーバー）

●委員

千葉県においても対応要領等の策定はしておりまして、司法機関である裁判所と性質が違うことから多少異なる部分はあるものの、その内容は、ほとんど同様であると感じました。

また、職員に対する研修も、裁判所同様、何度も開催しています。千葉県庁は、各市町村に働きかける役割がありますので、様々な機会をとらえてやっていますが、具体的な対応事例が、あくまで例示であって、これに限られるものではないという点を組織内で共有し、配慮事例や当事者からの要望、苦情を蓄積していくことが、今後の課題であると考えています。

なお、千葉県では、災害や事故のときに、障害者等に情報を伝えていくためのガイドラインを作っています。現在は14種類の障害、例えば色弱や発達障害などについて、その特性に応じた配慮をまとめたものをホームページに掲載しています。

●委員

御紹介いただいた対応事例を聞いて、商売をやっている人間からすると当たり前に行っていることではないかと感じ、驚きました。裁判所としての事例の積み重ねや対応の改善を、これから図られるということでしょうか。

●委員

本日は良い対応をした事例を御紹介いただきましたが、何か問題が起きたケースを挙げていただいた方がよかったですのではないかと思います。

ところで、認知症の方に対しては、裁判所はどのような対応をお考えな

のでしょうか。

#### ■委員長

裁判所としては、今までの事例の集積を踏まえて、その都度、認知症の症状等に合わせた対応をしています。

#### ●委員

認知症には様々な症状があり、突発的に症状が出ることもあり、要求があったから応えるのではなく、症状が出た時に何ができるのかということを考えておく必要があるのではないかと感じています。

#### ●委員

裁判所には、認知症の方が成年後見の申立てで来庁されるケースもあり、そこで面接等を行うこともありますので、対応事例の集積は、一定程度できていると思います。施設に入っている方については、家裁調査官が出向いてお話を聞くといったこともあります。

また、遺産分割や離婚等の調停などで、認知症が疑われるような方が当事者となった場合には、後見開始の申立てを勧めたり、診断書を提出していただいたりして、手続上問題が生じないように配慮しております。

#### ▲オブザーバー

家裁調査官は、心理学や社会学の研修を受け、認知症に対する一定の知識はありますが、医師ではないので、最終的には医師の診断書を提出していただくこととなります。また、医師である技官に相談することもあります。

#### ●委員

事例のないことに対して、いかに臨機応変に対応できるかが重要だと思います。その意味で、先ほど御紹介いただいた、車いすを利用したケースでは、当事者に付添いの方がいたとのことですが、仮にいない場合には、職員が車いすを押したりするのでしょうか。

#### ▲オブザーバー

当事者に付添いの方がいなければ、車いすを職員が押すというケースは実際にございます。

#### ●委員

当事者や傍聴人への配慮について、裁判所の懲戒処分権が及ばない、少年鑑別所の職員などが、この建物内で適切な対応をしなかったときにはどうなるのでしょうか。

また、裁判所で利用する書類を送る際に、文字を大きくしたり、点訳などをしたりするといった配慮をしているのでしょうか。

#### ▲オブザーバー

書面で回答が必要な場合でも、照会事項を電話で確認し、裁判所側で電話聴取書を作成するということがあります。また、目が見えない方については、親族に間に入っていただくこともありますし、文章をパソコンが読み上げる機能等を使って御案内することもあります。当庁では今のところ事例はありませんが、他庁では点訳をしたという事例もございます。

#### ▲オブザーバー

地裁には点字翻訳機があるので、必要があれば、それを利用することが可能です。

#### ▲オブザーバー

対応要領は裁判所職員を対象にしています。裁判所の関係機関の職員が、裁判所内で問題を起こすようなことはおよそ考えられませんが、例えば、事件の当事者が精神疾患をお持ちの場合には、当事者同士でトラブルになることもあります。裁判所としては、そういった事態が起こらないようにすることも配慮のひとつであると考えています。

#### ●委員

弁護士会でも、障害者や高齢者に対応するための委員会を作っています

し、裁判所とも意見交換をしています。私の経験を紹介しますと、聴覚障害者の方の代理人をしたときに、手話通訳のペースは、外国語通訳に比べて遅いと感じたことがあります。

また、難しい単語などを普通のペースで話すと、通訳が追い付かないということもありましたし、本人は唇の動きや雰囲気も見るので、本人から表情が見えないところで話してしまって、うまく伝わらないこともありました。こういった認識は、私自身経験して初めて持つことができましたので、そういったことについても情報共有が必要なのではないかと思います。

#### ● 委員

調停委員としては、待合室と調停室との距離が離れているので、障害などの状況が分かった時点で、次回の期日は、待合室に近い調停室を使用するなどの配慮が必要な旨を書記官に伝えたりします。知的障害や精神障害のある方については、調停能力に疑義があれば家裁調査官に立会ってもらうこともありますし、ゆっくり話したり、本人の主張の確認を繰り返したりするというような配慮もしています。

また、調停協会として、精神的に不安定な人への対処法や判断能力が不十分な人への対応などをまとめた事例集を作るなどしています。

#### ■ 委員長

マスコミの方の立場からするといかがですか。

#### ● 委員

施設内の設備等については概ね一緒だと思います。放送分野でも、徐々に対応していますが、視覚・聴覚障害者の方たちに放送内容をどのように伝えていくかということが課題であると思います。例えば、先ほど御紹介いただいたピクトグラムですが、外国の方が見たときに通じるのかといったところも考えてみてはいかがでしょうか。

#### ● 委員

対応要領にある合理的配慮の具体例については、県もマニュアルを作っているようですし、これを参考にするなどして、もう一度検討した方が良いのではないかと感じました。障害者は我々が当たり前と思っていることで苦勞します。例えば、アパートを借りるにあたって、特別な保険に入らなければいけないとか、固定電話を引かなければならないといったような条件を付けられることがあり、貸主に掛け合うなどの支援をしたことがあります。皆さんが当たり前と思っていることができていない状況を踏まえて、障害者差別解消法で対応せざるを得ないのかなと思います。

#### ● 委員

検察庁が障害者に接する機会として一番多いのは、事件の捜査や処分をする局面になります。刑事事件では過去に起こったことを検察官に伝え、検察官が事件を把握して、それに基づいて処分するというのが、事件の中身が適正であることの命であります。対応のマニュアルを作るだけでなく、職員に基本的なことを理解させた上で、問題があれば修正していくというプロセスを取っていないと、色々な事例に対応できないと思います。もちろん検察庁も対応要領を作り、職員に対する研修を実施していますし、配慮事例に関する情報共有もしていますが、それでも様々な状況で適切な対応ができるとは限りません。そのため、相談窓口を作り、ホームページに掲載するなどして、御不満をお持ちの方がいれば受け付ける体制を取っています。

なお、現在のところ、相談や苦情があったケースはありません。

また、支部では庁舎が古いこともあって、1階に取調室がなく、更にはエレベーターがないということもあります。そういった場合には、1階にある事務室の一部を使って取調べをしたという事例もありますし、要望を出して、1階に取調室を作ったケースもあります。

#### ▲ オブザーバー

裁判所も検察庁と同様、2階建てでエレベーターがない支部もありますので、1階でも事件関係で部屋を使えるように改修したことがあります。今後、建設する庁舎については、2階建てであってもエレベーターが付くようになると思われれます。また、市川出張所については、現在改修中ですが、障害者の方の動線を十分に考えて改修しています。裁判所もハード面はやや遅れていましたが、少しずつ改善してきております。

### ●委員

大学においては、身体的な障害に対する対応はできていると思いますが、精神障害や発達障害がある人に対しての配慮は難しいと考えています。精神障害などは本人が受容するというのは難しいことがありますし、本人に対し、「あなたはアスペルガー障害です」とは言えませんが、診断を受けさせる道筋をつけるのが大変です。

また、調停や少年審判の場でもあると思いますが、自分も他人も障害を認識できていない場合には、本人が何に困っているのか分からず、こういった配慮をすればいいのかの把握ができないことがありますので、そういったことも課題として議論をすべきではないかと思えます。

また、子どもシェルターの仕事もしていますが、そこでも同様に知的障害を本人に受容させる方策について、児童相談所と議論をしていますけれども、非常に難しい問題であると考えています。家裁の手続の中で、非行だけではなく、障害が発見されたときには、どのように本人に伝えて、障害と向き合って生きる決意をさせているのでしょうか。

### ▲オブザーバー

家裁調査官としては、「変わった性格の子だな。」と感じるだけでなく、その類型が分かる程度の知識は持っております。その上で、明らかな根拠があれば、少年については保護者に相談してみたり、成人の場合には、ケースバイケースですが、周囲から働きかけをしてもらったりといった努力

をすることになります。

● 委員

少年の場合には、親御さんも同じ障害を抱えていることもあります。その場合には、誰を支援者として想定すればいいのでしょうか。

■ 委員長

例えば、試験観察の中で分かったケースでは、親御さんを支援者とするのではなく、試験観察を利用して治療の道筋をつけ、家裁の手を離れるときに医療機関での治療につなげるということはありません。

● 委員

D Vの被害者などには、裁判所や調停委員が様々な配慮をしていますが、それでも、「裁判所に来たために状態が悪くなりました」といったような苦情を言われることはありますか。

▲ オブザーバー

そのような苦情を実際に受けたことはありませんが、調停中に過呼吸を起こすなど具合が悪くなったというようなケースはあります。その場合には、看護師である技官に診てもらったり、事態によっては、救急車を要請することもあります。

また、休息室などの施設もありますので、できうる限りの対処をすることになります。

● 委員

本日の感想ですが、裁判所には、身体障害、精神障害や知的障害にとどまらず、D V被害者や貧困者のような、身体的には正常でも、環境や社会的なハンディがある人の紛争も持ち込まれるので、障害者差別の解消という観点だけでなく、表示が見やすいかどうかといったような、利用者にとっての環境的な面での配慮も必要になると思います。そのような配慮をしていけば、障害者のみならず、結果的に、健常者を含めた全ての人が利用

しやすい機関になるのではないのでしょうか。裁判所は、昔から紛争解決の中で、いかに差別をせずに、当事者や関係者を一人一人の人間として尊重するかということで、本来の業務が成り立っている機関だと思います。そういった意味では、この法律ができる前から向き合ってきた部分もあるのではないのでしょうか。ですから、この法律ができたことで、特別にやらなければいけないことが生じたというものではないと思いますが、知らず知らずのうちに、形式的な対応に陥っているとの指摘を受けないように御留意いただければよろしいのではないのでしょうか。

#### ■委員長

そろそろお時間となりましたので、このあたりで閉会とさせていただきます。本日は貴重な御意見をありがとうございました。

- (4) 次回を平成30年2月14日とし、テーマは追って定めることについて、全委員の賛同が得られた。